

折込出 出金力

ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力

ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力
ツケラ 出金力 折込出 出金力

別記一

- 一 半ヶ月、稼高三十円ニ滿サレ時ハ喰續キテ三十円ヲ支給セラル、コト
- 二 不足金支払方法ハ半額拂引テ残金ハ一円宛分金テ返済ス
- 三 工賃ハ山力工場ト合ニスルコト
- 四 若ハ工場主、都合ニ依ル休業ハ手待日当シテ金八十ネヲ支スルコト

別記二

- 一 一ヶ月ノ賃金五十円ニ滿サレ場合ハ公休日(毎月二日間)外三日間ヲ除キ手待手當下シテ一日金七十ネヲ交付ス
- 二 山力工場ト合ニ賃金トスルコトヲ承認ス
- 三 不揚ノ忌ニシテ其原因職工ノ責任ニ敏スヘキコト明瞭ナル場合ハ工賃ヲ支払ハス
- 四 職工ノ責任ニ基ク(傷)ハ一ヶ所金五十ネノ割合ヲ以テ工賃ヨリ差引クコト

別記三

要求事項